

租税特別措置法等（間接税等関係）の改正

目		次
一	酒税関係の改正	
1	次世代システムの導入に伴う酒類業組合等に係る申請書等の様式の整備	810
二	たばこ税関係の改正	
1	入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の延長	811
2	試験検査用の製造たばこに係る未納税引取制度の整備	812
三	揮発油税及び地方揮発油税関係の改正	
1	沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長	812
四	石油石炭税関係の改正	
1	輸入沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の延長	813
五	自動車重量税関係の改正	
1	公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の延長・拡充	814
六	印紙税関係の改正	
1	新しい公益信託制度における公益信託に係る信託行為に関する契約書の非課税措置	816
2	国立研究開発法人情報通信研究機構に対する税制上の措置の見直し	820
3	脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対する税制上の措置	821
4	都市緑化支援機構に対する税制上の措置	822
5	社会保険診療報酬支払基金が作成する非課税文書の見直し	823
6	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の延長	825
7	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長	826
七	その他間接税等関係の改正	
1	特例輸入者が特例申告を行う場合の納期限延長に係る担保要件の見直し	827

一 酒税関係の改正

1 次世代システムの導入に伴う酒類業組合等に係る申請書等の様式の整備

（1）改正前の制度の概要

酒類製造業者や酒類販売業者は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、酒税の保全に協力し、共同の利益を増進するため、酒類業組合を組織することができることとされています。

酒類業組合は、例えば設立する場合の財務大臣への設立認可の申請など、各種手続を行うことが法令で求められており、これらの手続に伴い提出する書類については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（以下「酒類業組合法施行規則」といいます。）において、その様式が定められています（酒類業組合法規18、別紙様式第1～第16）。

(2) 改正の背景及び改正の内容

国税庁においては、令和8年度から新たな基幹システム（次世代システム）の導入を予定しており、書面で収受した届出書等については、原則としてスキャナを使用してデータ化・イメージ化等を行い、システム内で事務処理を行うことを予定しています。これに伴い、各種様式について、スキャナの読み取り精度の向上等を図るためにの対応が必要となりました。

このため、酒類業組合法施行規則において様式が定められた国税庁長官等への提出書類については、二次元コードや識別用の数字記号を加

える等の改定を行うことができるようになります。具体的には、酒類業組合法施行規則別紙様式第1から別紙様式第11の4まで及び別紙様式第11の7から別紙様式第16までの各様式について、国税庁長官は必要があるときに、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとされました（酒類業組合法規17）。

(3) 適用関係

上記の改正は令和8年9月1日から施行されます（改正酒類業組合法規附則）。

二 たばこ税関係の改正

1 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

保税地域から引き取られる製造たばこのうち、令和6年3月31日までに、本邦に入国する者がその入国際に携帯して輸入し、又は別送して輸入する紙巻たばこ（免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量のものに限られます。）に係るたばこ税の税率は、1,000本につき14,500円とされています（旧措法88の2）。また、たばこ特別税についての入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係る特例税率は、1,000本につき500円とされています（財源確保法8②）。したがって、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち、免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量のものに係る税率については、たばこ税及びたばこ特別税を合わせて、1,000本につき15,000円となっています。

なお、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこについては、地方のたばこ税は課されず、また、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち、本特例の適用を受ける紙巻

たばこについては、租税特別措置法の規定により消費税が課されないこととされています（措法86の3）。

（参考）入国者が携帯して輸入する紙巻たばこについて、免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、昭和62年3月末までは、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から、関税及び内国消費税の税率を総合したものを基礎として算出されていた簡易税率が関税定率法に定められており、これを適用することとされました。

紙巻たばこについては、昭和61年の日米たばこ協議合意に基づき、昭和62年4月から、紙巻たばこに対する関税が無税とされたことに伴い、それまで入国者が携帯して輸入する紙巻たばこに適用されていた関税定率法に基づく簡易税率が適用できなくなりましたが、入国者に係る通関事務が円滑に行われることの重要性に変化はないことから、昭和62年度税制改正において、関税の簡易税率の代替措置として、「入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置」が租税特別措置法に設けられました。

(2) 改正の内容

本特例については、紙巻たばこに係る関税の無税化が関税暫定措置法により1年ごとの措置とされていることから、本特例の適用期限も関税暫定措置法の改正に併せて1年ごとに延長されてきました。

令和6年3月31日に期限が到来する本特例の適用期限については、令和6年度税制改正においても、紙巻たばこに係る関税を無税とする関税暫定措置法の暫定税率の適用期限が1年延長されることに併せて、令和7年3月31日まで1年延長することとされました（措法88の2①）。

(3) 適用関係

上記の改正は令和6年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

2 試験検査用の製造たばこに係る未納税引取制度の整備

(1) 改正前の制度の概要

たばこ税は、原則として、製造たばこがその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に課税されますが、保税地域から引き取られる製造たばこについては、例えば、製造たばこ製造者が製造たばこの原料とするための製造たばこを、その原料とする製造たばこの製造場又は蔵置場に引き取ろうとする場合などの一定の場合には、保税地域からの引取り後もすぐには消費のための流通過程に入らないものと認められることや、その後の製造たばこの製造場からの移出の際にたばこ税を課する機会がある

ことを踏まえ、事前に税関長の承認を受けた場合には、保税地域から引き取る時点のたばこ税を免除する未納税引取制度が設けられています（た法13）。

(2) 改正の背景及び改正の内容

製造たばこの製造場内で製造たばこが喫煙用等として消費された場合は、それを製造場からの移出とみなしてたばこ税を課税することとされていますが（た法6①）、試験検査を行うために製造たばこを製造場内で消費する等、製造たばこが喫煙用等以外の用途に消費されたことが明らかな場合には、それをみなし移出として取り扱わず、たばこ税を課税しないこととされています。

試験検査を行うことを目的として製造たばこを輸入する場合については、これまで未納税引取制度の対象とされていませんでしたが、当該製造たばこは喫煙用等として消費される訳ではなく、国内で直ちに課税される性格のものではないこと、また国内の製造場で試験検査を行うことを目的として輸入する製造たばこの数量が増加している実態を踏まえ、試験検査の用に供される製造たばこであって、製造たばこ製造者が自己の製造たばこの製造場に引き取るものについては、未納税引取制度の対象とすることとされました（た法13、た規5）。

(3) 適用関係

上記の改正は令和6年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

三 挿発油税及び地方挿発油税関係の改正

1 沖縄の挿発油に係る挿発油税及び地方挿発油税の軽減措置の延長

(1) 制度の趣旨等

沖縄が本邦に復帰する前（昭和47年5月15日前）の沖縄における間接税の課税物品の税負担

を本邦と比較すると、沖縄は総体として低い水準にありました。このような実情を踏まえ、間接税について、復帰後直ちに本邦税率を適用すると、沖縄県における一般消費者の生活や産業経済に及ぼす影響が大きいと考えられたことから、その影響の緩和を図る観点から復帰後5年

間は、原則として復帰前の負担水準を維持する措置が講じられました。

昭和52年度税制改正において、本措置について、5年間の期限延長を行うとともに、段階的に負担水準を本土並みに近づけていくための措置が講じられましたが、昭和57年度以降の税制改正においては、沖縄県の社会経済情勢等を考慮して、負担水準の見直しは行わず、それぞれ5年間の延長措置が講じられました。

平成24年度税制改正において、沖縄県の社会経済情勢等を考慮しつつ、沖縄におけるガソリン価格の平準化及びガソリン価格の引下げ効果等の検証を行う観点から、延長期間を5年から短縮し、3年間の延長措置が講じられました。

平成27年度税制改正において、沖縄県の社会経済状況及び県民生活の実態、ガソリン価格の引下げ効果等の検証の結果を踏まえ、5年間の延長措置が講じられました。

令和2年度税制改正において、沖縄県の社会経済状況及び県民生活の実態、ガソリン価格の引下げ効果等を踏まえ、その適用期限を延長することとされました。沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画が令和3年度末までの計画であり、その期限において、同法に基づく他の税制措置と併せ本措置の効果等についても検証されることから、2年間の延長措置が講じられました。

令和4年度税制改正において、沖縄県の社会経済状況及び県民生活の実態、ガソリン価格の引下げ効果、2050年カーボンニュートラルや2030年度における温室効果ガス▲46%目標との

関係等を踏まえ、その適用期限が2年延長され、令和6年5月14日までの措置とされました。

これらの経緯を経て、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油については、揮発油税及び地方揮発油税が軽減されています（旧沖特法80①三）。

(2) 改正前の制度の概要

昭和55年5月15日から令和6年5月14日までの間ににおける揮発油税及び地方揮発油税の税率は、本土における両税の合計額（1kℓ当たり53,800円）に538分の468を乗じて計算した金額（1kℓ当たり46,800円）とすることとされました（旧沖特令74）。

(3) 改正の内容

本措置は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図ることを目的としており、これまで沖縄の産業振興、県民生活の安定・向上に大きく寄与してきているところですが、本年5月14日の適用期限の到来に際しては、原油価格の動向や燃料油価格高騰に対する激変緩和対策事業が実施されている状況にあることなどを踏まえ、その適用期限を延長することとされました。延長期間は、令和8年度末までに沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画の見直しの検討が行われることを踏まえ、3年とし、令和9年5月14日までの措置とすることとされました（沖特法80①三、沖特令74）。

四 石油石炭税関係の改正

1 輸入沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の延長

(1) 制度の趣旨等

平成15年度税制改正において、石炭が石油石炭税の課税対象に追加されましたが、輸入石炭

のうち、沖縄の発電用途のものについては、

- ① 需要規模が小さく原子力発電が困難であること、
- ② 水力発電も限定的であり、また、本土の電力系統を利用した広域融通ができないこと、といった沖縄県の特殊な電力事情等に配慮し、

沖縄振興の観点から、石油石炭税の免税措置が講じられました。本措置については、租税特別措置法に規定されるとともに、沖縄振興特別措置法において、同法上の特例措置と位置づけられています。

平成19年度税制改正において、他の沖縄振興特別措置法に基づく租税特別措置と同様に、5年間の延長措置が講じられました。

平成24年度税制改正において、環境問題への適応及びエネルギー供給源の多様化によるエネルギーセキュリティの向上等を図る観点から、液化天然ガスを燃料とした火力発電が開始されることに伴い、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を図るために、本措置の対象に液化天然ガスが追加されました。また、本措置による電気料金の引下げ効果等の検証を行う観点から、延長期間を5年から短縮し、3年間の延長措置が講じられました。

平成27年度税制改正において、電気料金の引下げ効果の検証の結果等を踏まえ、5年間の延長措置が講じられました。

令和2年度税制改正及び令和4年度税制改正において、電気料金の引下げ効果、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた国際的な情勢

等を踏まえ、その適用期限がそれぞれ2年延長され、令和6年3月31日までの措置とされました（旧措法90の4の3）。

(2) 改正前の制度の概要

沖縄発電用特定石炭等（電気事業法による発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する液化天然ガス又は石炭をいいます。）を保税地域から引き取ろうとする者が、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて、その沖縄発電用特定石炭等を引き取るときは、その引取りに係る石油石炭税を免除することとされていました（旧措法90の4の3）。

(3) 改正の内容

本措置については、電気料金の引下げ効果、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた国際的な情勢等を踏まえ、その適用期限を延長することとされました。延長期間は、令和8年度末までに沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画の見直しの検討が行われることを踏まえ、3年とし、令和9年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の4の3、沖振法64）。

五 自動車重量税関係の改正

1 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の延長・拡充

(1) 制度の趣旨等

バス等のバリアフリー化については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項に基づき定められた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下単に「基本方針」といいます。）に基づき、計画的に進められているところですが、高齢者等の増加に加え、ベビーカーや子ども連れでも利用しやすい公共交通機関の実現等の要請の高まりもあり、

平成23年3月に基本方針が改正され、令和2年度末までの新たな目標が定めされました。

また、バリアフリー化は社会に望まれているものの、事業者にとってバリアフリー車両の導入に応じて収入が増加するものではないことから、バリアフリー化をさらに進めていくためには公的な支援を通じた適切な導入インセンティブを確保する必要がある点、バス等は、一般的の乗用車等と比べて一度に輸送できる人員が多いことなどから、交通渋滞、交通事故、CO₂等の温室効果ガスの発生という外部不経済がその車両重量に比して軽減されている点等を踏まえ、平成24年度税制改正において、バリアフリー車

両の新車に係る新規検査を受ける際の自動車重量税を免除する特例措置が創設されました。

その後、平成27年度税制改正及び平成30年度税制改正においてその適用期限が延長され、基本方針において定められていた目標の期限である令和3年3月31日までの措置とされました。また令和元年度税制改正において、本措置の対象に貸切バスとして使用される一定のバリアフリー車両が追加されました。

令和3年度税制改正において、基本方針が改正され令和7年度末までの新たな目標が定められたこと、引き続き公的な支援を通じたバリアフリー車両の適切な導入インセンティブを確保する必要があること等を踏まえ、その適用期限が3年延長され、令和6年3月31日までの措置とされました（旧措法90の13）。

（2）改正前の制度の概要

令和3年4月1日から令和6年3月31までの間に新車に係る新規検査を受ける次の自動車について、その納付すべき自動車重量税を免除することとされていました（旧措法90の13、旧措規40の6）。

① 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車のうち、次に掲げるもの

イ ノンステップバス（自動車検査証においてその自動車がノンステップバスであることが明らかにされている自動車に限ります。）

ロ リフト付きバス（自動車検査証においてその自動車がリフト付きバスであることが明らかにされている自動車に限ります。）

② 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者

がその事業の用に供するユニバーサルデザインタクシー（自動車検査証においてその自動車がユニバーサルデザインタクシーであることが明らかにされている自動車に限ります。）

（3）改正の内容

本措置については、基本方針において定められている目標の期限が令和7年度末までであること、引き続き公的な支援を通じたバリアフリー車両の適切な導入インセンティブを確保する必要があること等を踏まえ、その適用期限を2年延長し、令和8年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の13）。

また、ユニバーサルデザインタクシーについて、近年の導入状況に地域格差が生じており、特に地方部における普及について早急に対応が必要な状況であることや障害当事者団体・タクシー事業者等から、車両後方から乗り降り可能で、スロープの展開等が容易な既存の車両をユニバーサルデザインタクシーとして認めることを望む声があったことから、これらのニーズに対応するため、国土交通省において、ユニバーサルデザインタクシーとして満たすべき車両の標準仕様を定めた「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」（平成24年3月28日国自旅第192号。以下「認定要領」といいます。）の改正が行われました。これにより、認定要領に定められている標準仕様に係る認定のレベル（レベル1及びレベル2）に、従来のものより緩やかな認定基準を定めた「レベル準1」が新たに加えられることとなりました（令和6年4月1日適用）。これに伴い、レベル準1の基準を満たすものとして認定を受けたユニバーサルデザインタクシーについても、本措置の適用対象とされました（措法90の13二、措規40の6③）。

六 印紙税関係の改正

1 新しい公益信託制度における公益信託に係る信託行為に関する契約書の非課税措置

(1) 改正前の制度の概要

印紙税は、経済取引等に伴う文書の作成・行使の背後には経済的利益が存在すると推定されること等から、各種の契約書、有価証券、定款、預貯金証書、保険証券、金銭又は有価証券の受取書など、印紙税法別表第1に掲げる20種類の課税文書に対して軽度の負担を求めていました。

印紙税の課税物件を定めた印紙税法別表第1では、第12号文書として信託行為に関する契約書を掲げ、1通につき200円の印紙税が課されていますが、この信託行為に関する契約書の意義について、印紙税法基本通達では「「信託行為に関する契約書」とは、信託法第3条第1号《信託の方法》に規定する信託契約を証する文書」とされています。このため、公益信託に関する法律（大正11年法律第62号。以下「旧公益信託法」といいます。）の規定に基づき、信託法（平成18年法律第108号）第3条第1号に掲げる方法により締結された公益信託に係る信託行為に関する契約書は、印紙税法別表第1第12号文書に該当する課税文書として取り扱われています。

（参考） 信託法（平成18年法律第108号）（抄）

（信託の方法）

第3条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

一 特定の者との間で、当該特定の者に對し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の处分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は处分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法

二・三 省 略

(2) 改正の背景等

公益信託とは、委託者が一定の公益目的のため、その財産を受託者に託し管理又は処分させ、公益目的の実現を図る制度ですが、これまでの制度においては、旧公益信託法に基づき必要とされている主務官庁の許可について、主務官庁ごとで許可の基準が異なることや複数の主務官庁の所管にまたがる目的に係る公益信託の許可に時間を要するなどの課題が指摘されていました。

こうした背景の下、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）等において、新しい資本主義に向けた改革として、民間で公的役割を担う新たな法人形態の必要性の有無について検討し、あわせて、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討すべき、とする方針が示されたことを契機に、公益法人制度とともに公益信託制度の改革が検討されてきました。

（参考） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(1) 民間による社会的価値の創造

（社会的インパクト投資、共助社会づくり）

「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現に向け、これまで官の領域とされてきた社会課題の解決に、民の力を大いに發揮してもらい、資本主義のバージョンアップを図る。寄附文化やベンチャー・フィナンソロフィーの促進など社会的起業家の支援強化を図る。

従来の「リスク」、「リターン」に加えて「インパクト」を測定し、「課題解

決」を資本主義におけるもう一つの評価尺度としていく必要がある。また、社会課題の解決と経済成長の両立を目指す起業家が増えており、ソーシャルセクターの発展を支援する取組を通じて、その裾野を広げるとともに、更にステップアップを目指す起業家を後押しする。

こうした観点から、新たな官民連携の形として、民間で公的役割を担う新たな法人形態の必要性の有無について検討することとし、新しい資本主義実現会議に検討の場を設ける。あわせて、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。休眠預金等活用法施行5年後の見直しに際し、これまでの取組について評価を行い、出資や貸付けの在り方、手法等の検討を進め、本年度中に結論を得るなど、必要な対応を行う。SIBを含む成果運動型民間委託契約方式（Pay For Success：PFS）を通じて、複雑化する社会課題の効率的、効果的解決を促進し、さらに、社会的インパクト投資資金を呼び込むための環境整備に取り組む。ソーシャルボンドについて、プロジェクトの実施による社会的な効果を適切に開示できるようにする。ガイドラインの整備を図り、社会課題ごとに、発行主体の参考となる指標の例を示す。起業家教育に当たっては、社会的起業家を育成するシステムの強化を検討する。

NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進めるとともに、官民連携による協働の促進を図る。

その後、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16

日閣議決定）において、公益法人制度及び公益信託制度改革の具体的な内容が示され、公益信託制度については、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人と共に組合で公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築することとされました。また、令和6年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図ることとされました。

上記方針を踏まえ、「公益信託に関する法律案」が第213回国会に提出され、令和6年5月14日に可決・成立し、同月22日に令和6年法律第30号として公布されました。

（参考） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

2. 社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援

① 公益法人の改革

公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則（公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない）や遊休財産規制（使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができない）の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。

公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共に組合で公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。

このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。

(3) 改正の内容

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「新公益信託法」といいます。）による改正後の公益信託（以下「新公益信託」といいます。）については、従来の主務官庁による許可・監督ではなく、公益法人と共に組みで一元的に行政庁による認可・監督が行われることとされたため、新公益信託の認可について、公益法人の認定と同様の申請の手続が必要となりました。

公益法人の認定に係る申請においては、一般社団法人等の定款を申請書に添付して行政庁に提出することとされていますが（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律7②一）、新公益信託の認可に係る申請においては、公益信託に係る信託行為の内容を証する書面を申請書に添付して行政庁に提出することとされており（新公益信託法7③一）、実務上、新公益信託に係る信託行為に関する契約書の作成が必須とされたところです。

印紙税法上、一般社団法人等の定款は印紙税の課税対象外とされていますが、その定款と新公益信託に係る信託行為に関する契約書は、それぞれ、一般社団法人等と新公益信託の目的や事業内容等が記載され、ほぼ同等の機能を果たしていると言えることから、新公益信託に係る信託行為に関する契約書についても、一般社団法人等の定款と同様に印紙税を課さないことが妥当だと考えられます。

ただし、新公益信託は行政庁の認可を受けて初めて公益信託としての効力が生じることとされており（新公益信託法6）、認可前に作成した信託行為に関する契約書は公益信託に係るものではないことから非課税の範囲から除外することとしました。

新公益信託法における行政庁の認可は、①新公益信託法第6条（原則的な認可）、②新公益信託法第12条（公益信託の変更等の認可）及び③新公益信託法第22条（公益信託の併合等の認可）の3種類が存在しますが、②の認可及び③

のうち分割に係る認可については、①の認可を受けた当初の新公益信託を維持したまま行われることとされています。他方で、③のうち併合に係る認可については、当初の新公益信託の終了後に行われることとされていることから（新公益信託法23及び信託法163）、当初の新公益信託に代わり、新たに③の認可を受ける新公益信託が組成されることとなります。これを踏まえ、①の認可及び③のうち併合に係る認可を受けた後に作成される公益信託の信託行為に関する契約書について、印紙税法別表第1第12号文書の非課税物件の欄に掲げることとし、当該契約書について非課税文書とすることとされました。

(参考1) 新公益信託法附則第4条には、旧公益信託の移行認可について規定されており、この認可は、新公益信託法附則第12条において、移行認可を受けた旧公益信託については、移行認可を新公益信託法第6条の認可とみなして、移行認可があった日以後、新法の規定を適用する旨が規定されていることから、明示的に規定しなくとも当然に今回の非課税措置の対象に含まれることとなります。

(参考2) 実務的には、認可申請に契約書が必要なことから契約書の準備は行うが、認可前には契約を締結せず、認可後に調印を行なうなどして契約を締結することになると思われます。また、認可が受けられたら契約が有効になるような停止条件のついた契約書を認可前に作成することも考えられますが、印紙税は文書の作成時点で課税されることとされており、この「作成」とは、例えば契約書であれば、契約当事者の意思の合致を証明するときとされているため、停止条件等のついた契約書については、その調印時に作成行為が行われたと取り扱われていることに留意が必要です。

(参考3) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）（抄）

第6条 公益信託は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（公益信託認可の申請）

第7条 公益信託の受託者となろうとする者は、前条の認可（以下「公益信託認可」という。）を申請しなければならない。

2 公益信託認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一～五 省 略

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面

二～六 省 略

（公益信託の変更等の認可）

第12条 公益信託に係る信託の変更（信託法第6章第1節の信託の変更をいう。以下同じ。）又は同法第62条第1項（同法第129条第1項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者（同法第62条第1項に規定する新受託者をいう。以下この条及び第31条において同じ。）若しくは新信託管理人（同法第129条第1項に規定する新信託管理人をいう。以下この項及び第3項において同じ。）の選任その他の第7条第2項各号に掲げる事項の変更をするときは、当該公益信託の受託者（当該新受託者を含む。）は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない。ただし、同法第150条第1項の規定による信託の変更、第31条第1項若しくは同法第173条第1項の規定による新受託者の選任、同法第62条第4項（同法第129条第1項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任又は内閣府令で定める軽微な信託の変更については、この限りでない。

2～6 省 略

（公益信託の併合等の認可）

第22条 公益信託に係る信託の併合又は信託の分割（第4項及び第5項において「公益信託の併合等」という。）をするときは、当該公益信託の受託者は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない。

2・3 省 略

4 公益信託の併合等は、第1項の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5～7 省 略

（公益信託の終了事由等）

第23条 公益信託は、信託法第163条の規定によるほか、第30条第1項又は第2項の規定により公益信託認可が取り消された場合に終了する。

2 省 略

附 則

（旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行）

第4条 旧法公益信託及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号。以下「信託法整備法」という。）第2条の規定によりなお従前の例によることとされた信託法整備法第1条の規定による改正前の信託法（大正11年法律第62号。第3項及び附則第8条第2項において「旧信託法」という。）第66条に規定する公益信託（以下この項において「旧信託法公益信託」という。）は、移行期間内において、新法第3条に規定する行政庁（以下「行政庁」という。）の認可（以下「移行認可」という。）を受けた場合には、新法第7条第1項に規定する公益信託認可（附則第12条において「公益信託認可」という。）を受けたものとして新法の規定による公益信託となることができる。この場合において、移行期間内に当該移行認可を受けていない旧法公益信託及び旧信託法公益信託（以下「旧公益信託」という。）は、移行期間

が満了する日に終了するものとする。

2・3 省略

(旧公益信託の公益信託への移行)

第12条 移行認可を受けた旧公益信託については、移行認可を公益信託認可とみなして、移行認可があった日以後、新法の規定を適用する。

(参考4) 信託法（平成18年法律第108号）（抄）

（信託の終了事由）

第163条 信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一～四 省略

五 信託の併合がされたとき。

六～九 省略

2 国立研究開発法人情報通信研究機構に対する税制上の措置の見直し

(1) 改正前の制度の概要

印紙税法別表第3の文書名の欄に掲げる文書で、同表の作成者の欄に掲げる者が作成したものについては、同法第5条第3号の規定に基づき非課税とされています。この印紙税法別表第3には様々な文書が掲名されていますが、事業団その他の特殊法人でその作成する文書の一部を非課税とするものの一つとして、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「情報通信研究機構」といいます。）が作成した国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「情報通信研究機構法」といいます。）及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「実施円滑化法」といいます。）に基づく一定の業務に関する文書が掲名されています。

(参考) 旧印紙税法（昭和42年法律第23号）（抄）
(非課税文書)

第5条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一・二 省略

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同

表の下欄に掲げる者が作成したもの

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
省略	省略
国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号） 第14条第1項第1号から第8号まで（業務の範囲）の業務及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号） 第6条第1項第1号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務に関する文書	国立研究開発法人情報通信研究機構
省略	省略

(2) 改正の背景等

情報通信研究機構については、全ての独立行政法人の事務・事業等の見直し等の方針を示した「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、令和3年度末までに全ての既存案件が終了した債務保証勘定関係業務について、その実施のために設けられていた信用基金の清算を行うこととし、同基金を構成していた政府以外の者からの出資の金額の全てについて、令和5年5月末までに出资者への払い戻しが行われました。

これを踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）において、情報通信研究機構法の一部が改正され、政府以外の者からの出資を前提とする規定の削除等が行われるとともに、実施円滑化法が廃止されました。

(3) 改正の内容

情報通信研究機構については、今般の改正等により、その出資の金額の全部が国の所有に属している独立行政法人となったことを踏まえ、印紙税法上の位置付けを改めることとし、これまで掲名されていた印紙税法別表第3から削除し、新たに印紙税法別表第2の「独立行政法人」に含めることとされました。

なお、同表の「独立行政法人」の項については、「その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するもののうち、財務大臣が指定をしたものに限る」とされており、「印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき印紙税を課さない法人を指定する件」（平成13年3月財務省告示第56号）の別表に財務大臣が指定した独立行政法人を掲名することとされていることから、同告示の一部を改正し、同告示の別表に情報通信研究機構を掲名することとされました（令和6年4月1日適用）。

（4）適用関係

上記の改正は、令和6年4月1日以後に情報通信研究機構が作成する文書について適用し、同日前に情報通信研究機構が作成した情報通信研究機構法第14条第1項第1号から第8号までの業務及び実施円滑化法第6条第1項第1号の業務に関する文書に係る印紙税については、従前どおりとされています（改正法附則18）。

3 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対する税制上の措置

（1）改正の背景等

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革、すなわち、GX（グリーン・トランスフォーメーション）を実行するべく、必要な施策を検討するために開催されたGX実行会議において、「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日閣議決定。以下「基本方針」といいます。）が取りまとめられ、カーボンプライシングの実施等を担う脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「GX推進機構」といいます。）を創設する等の方針が示されました。

（参考）GX実現に向けた基本方針（令和5年2月

10日閣議決定）（抄）

3. 「成長志向型カーボンプライシング構

想」の実現・実行

（3）カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ

2) 今後の対応

④ カーボンプライシングの実施等を担う「GX推進機構」の創設

排出量取引制度の運営や負担金・賦課金の徴収等（先行投資支援の一部を含む）に係る業務を実施する機関として、「GX推進機構」を創設する。排出量取引制度と炭素に対する賦課金制度との「ハイブリッド型」のカーボンプライシングを導入するため、両制度に関する調整・管理及び徴収業務を、本機構が一体的に実施する。

また、2026年度の「排出量取引制度」本格稼働に向けて、本制度に係る各種実務を円滑に進め、中長期にわたり産業競争力強化と効率的かつ効果的な排出削減の両立が可能な形で制度を安定的に運営するため、排出実績や取引実績の管理、有償オークションの実施、取引価格安定化に向けた監視等を実施する。

その後、基本方針で示された内容を踏まえ、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」が第211回国会に提出され、令和5年5月12日に可決・成立し、同月19日に令和5年法律第32号として公布されました。現在、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「GX推進法」といいます。）は既に施行されており、GX推進機構の設立は本年5月に行われたところです。

GX推進機構は、政府及び政府以外の者からの出資を有する認可法人として設立され、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的として、GX推進法第54条に掲げる業務を行うこととされています。このうち、同条第1項第1号から第3号までの業務については、GX推進法第13条及び第18条の規定により経済

産業大臣がこれらの業務をGX推進機構に行わせるものとされており、これらの業務を国に代わってGX推進機構が行うことが、法令上明らかにされています。また、GX推進法第54条第1項第4号イからハまでの業務を行うための必要な資金には、GX推進法第23条第3項等の規定により、政府が出資する金額のみが充てられることとされています。

(参考) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）

(抄)

(業務の範囲)

第54条 機構は、第20条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 化石燃料賦課金の徴収に係る事務
 - 二 特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務
 - 三 特定事業者負担金の徴収に係る事務
 - 四 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う者に対する次に掲げる業務
 - イ 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
 - ロ 対象事業活動に必要な資金の出資
 - ハ 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け
 - 二 対象事業活動に関する専門家の派遣
 - ホ 対象事業活動に関する必要な助言
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 省略

(2) 改正の内容

関係省庁の要望やGX推進機構が行う業務の性質を踏まえ、GX推進機構が作成するGX推進法第54条第1項各号に掲げる業務に関する文書について、印紙税法別表第3に掲名することとし、非課税文書とすることとされました（印

法別表第3）。

4 都市緑化支援機構に対する税制上の措置

(1) 改正の背景等

近年、気候変動対策や生物多様性の確保等の課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待が高まっていることを背景に、都市における緑地の質・量両面での確保等により良好な都市環境を実現するため、地方公共団体等の取組みを後押しする仕組みを構築することを目的として、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）により古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下「古都保存法」といいます。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）の一部が改正され、都道府県等は、保存等が必要と認められる土地（以下「対象土地」といいます。）の所有者から、特段の事情により対象土地を買い入れるべき旨の申出を受けた場合に、国土交通大臣の指定を受けた都市緑化支援機構（以下「支援機構」といいます。）に対し、対象土地の買入れ等の業務を行うことを要請することができることとされました（古都保存法13①、都市緑地法17の2①）。

都道府県等から上記の要請を受けた支援機構においては、対象土地の買入れを行ったのち、その緑地に対し機能維持増進事業を実施した上で、一定期間内に都道府県等に対し、対象土地の譲渡を行うこと等とされています（古都保存法14、都市緑地法70）。

(注) 支援機構が行う対象土地の買入れ等の業務に要する資金については、都市開発資金から支援機構に貸し付けることができることとされています（都市開発資金の貸付けに関する法律1⑨）。

(参考1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）(抄)
(都市緑化支援機構による特定土地保全業務)

第13条 府県は、前条第1項の申出があつ

た場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該府県における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第69条第1項の規定により指定された都市緑化支援機構をいう。以下この条から第15条までにおいて同じ。）に対し、当該土地（以下この条及び次条において「対象土地」という。）について、次条第1項各号に掲げる業務（以下この条において「特定土地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

2～7 省 略

（都市緑化支援機構の業務の特例）

第14条 都市緑化支援機構は、都市緑地法

第70条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 前条第1項の規定による府県の要請に基づき、第12条第1項の申出をした者から対象土地を買い入れること。

二・三 省 略

四 前条第3項第4号の期間内において府県への対象土地の譲渡を行うこと。

五 省 略

2 省 略

（参考2）都市緑地法（昭和48年法律第72号）（抄）

（都市緑化支援機構による特定緑地保全業務）

第17条の2 都道府県等は、前条第1項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該都道府県等における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構に対し、当該土地（以下この条及び第70条におい

て「対象土地」という。）について、第70条第1号から第4号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「特定緑地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

2～7 省 略

（支援機構の業務）

第70条 支援機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第17条の2第1項の規定による都道府県等の要請に基づき、第17条第1項の申出をした者から対象土地を買い入れること。

二・三 省 略

四 第17条の2第3項第4号の期間内において都道府県等への対象土地の譲渡を行うこと。

五～九 省 略

（2）改正の内容

支援機構が行う対象土地の買入れ及び譲渡は、本来、都道府県等が行うべきことが法律上明確にされており、都道府県等が対象土地の買入れ及び譲渡を行う際に作成する「不動産の譲渡に関する契約書」に係る印紙税については、印紙税法第5条第2号の規定に基づき、非課税とされています。こうした業務の性質に鑑み、支援機構が作成する古都保存法及び都市緑地法に基づく対象土地の買入れ及び譲渡に係る「不動産の譲渡に関する契約書」について、印紙税法別表第3に掲名することとし、非課税文書とすることとされました（印法別表第3）。

5 社会保険診療報酬支払基金が作成する非課税文書の見直し

（1）改正前の制度の概要

印紙税法別表第3には、社会保険、年金、退職金共済等に関する文書を非課税とするもの一つとして、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」といいます。）が作成する高齢者の

医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等に基づく一定の業務に関する文書が掲名されています。

(参考) 旧印紙税法（昭和42年法律第23号）（抄）
(非課税文書)

第5条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一・二 省 略

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
省 略	省 略
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第1項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第11条第1項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、国民健康保険法附則第17条各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び介護保険法（平成9年法律第123号）第160条第1項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書	社会保険診療報酬支払基金
省 略	省 略

(2) 改正の背景等

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時における保健・医療提供体制の整備等を行うため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といいます。）の一部が改正され、都道府県知事は、感染症法に定める感染症等の発生後の初期の段階から、当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための一定の措置を行う医療機関に対

して、一定期間にわたり、公費等による財政支援措置（以下「流行初期医療確保措置」といいます。）を行うこととされました（感染症法36の9①）。また、都道府県知事は、流行初期医療確保措置に係る事務を支払基金等に委託することができることとされており（感染症法36の9②）、支払基金が行う業務については感染症法第36条の25第1項各号に掲げられています。

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

(抄)

（流行初期医療確保措置）

第36条の9 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、当該都道府県の区域内にある医療機関が第36条の2第1項第1号又は第2号に掲げる措置であって、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置として厚生労働省令で定める基準を満たすもの（以下この項及び次条において「医療協定等措置」という。）を講じたと認められる場合であって、当該医療機関（以下「対象医療機関」という。）が医療協定等措置を講じたと認められる日の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額が、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額を下回った場合には、当該対象医療機関に対し、当該感染症の流行初期における医療の確保に要する費用（以下「流行初期医療の確保に要する費用」という。）を支給する措置（以下「流行初期医療確

「保措置」という。）を行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による流行初期医療確保措置に係る事務を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することができる。

（支払基金の業務）

第36条の25 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条に規定する業務のほか、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）を行う。

一 保険者等から流行初期医療確保拠出金等を徴収すること。

二 都道府県に対し、流行初期医療確保交付金を交付すること。

三 第36条の9第2項の規定により都道府県知事から委託された流行初期医療確保措置に係る事務を行うこと。

四 第36条の23第3項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県から委託された返納金の返納に係る事務及び保険者等への還付に係る事務並びに流行初期医療の確保に要する費用の返還に係る事務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 省 略

（3）改正の内容

関係省庁の要望や、現行、非課税とされている支払基金の他の業務との関係を踏まえ、支払基金が作成する感染症法第36条の25第1項各号

に掲げる業務に関する文書を非課税文書とすることとされました（印法別表第3）。

6 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の延長

（1）改正前の制度の概要等

平成9年度税制改正において、他の税制上の諸措置（住宅取得促進税制の見直し、登録免許税の特例措置の拡充等）と相まって、住宅・土地取引等の活性化を図るとともに、景気対策にも資するとの観点から、2年間の措置として、住宅・土地取引等に伴って作成される「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」に係る印紙税の税率を軽減する措置が講じられました。平成11年度以降の税制改正においては、それぞれ2年間の延長措置が講じされました。

平成25年度税制改正において、住宅・土地取引の現状や消費税率の段階的な引上げが予定されていること等に鑑み、本措置の適用期限を5年延長し平成30年3月31日までの措置とした上で、建設業における重層的な下請構造の下での印紙税の課税状況等を踏まえ、平成26年4月1日以後に作成する契約書については、軽減割合及び対象範囲を拡充することとされました。

平成30年度税制改正、令和2年度税制改正及び令和4年度税制改正において、その適用期限がそれぞれ2年延長され、令和6年3月31日までの措置とされました（旧措法91）。

（2）改正の内容

本措置については、住宅・土地取引の現状等を踏まえ、その適用期限を3年延長し、令和9年3月31日までの措置とすることとされました（措法91）。

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置

(概要)

平成26年4月1日から令和6年3月31までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設工事に係るものに限る。）に係る印紙税の税率については、一通につき以下のとおり軽減税率を適用する。

税目：印紙税

適用期限：令和6年3月31日

⇒適用期限を令和9年3月31日まで3年延長

○不動産の譲渡に関する契約書

〔契約書に記載された契約金額が10万円を超えるもの〕

契約金額	軽減税率	本則税率	軽減割合	
10万円超	50万円以下	200円	400円	50%
50万円超	100万円以下	500円	千円	50%
100万円超	500万円以下	千円	2千円	50%
500万円超	1千万円以下	5千円	1万円	50%
1千万円超	5千万円以下	1万円	2万円	50%
5千万円超	1億円以下	3万円	6万円	50%
1億円超	5億円以下	6万円	10万円	40%
5億円超	10億円以下	16万円	20万円	20%
10億円超	50億円以下	32万円	40万円	20%
50億円超		48万円	60万円	20%

○請負に関する契約書（建設工事に係るものに限る。）

〔契約書に記載された契約金額が100万円を超えるもの〕

契約金額	軽減税率	本則税率	軽減割合	
100万円超	200万円以下	200円	400円	50%
200万円超	300万円以下	500円	千円	50%
300万円超	500万円以下	千円	2千円	50%
500万円超	1千万円以下	5千円	1万円	50%
1千万円超	5千万円以下	1万円	2万円	50%
5千万円超	1億円以下	3万円	6万円	50%
1億円超	5億円以下	6万円	10万円	40%
5億円超	10億円以下	16万円	20万円	20%
10億円超	50億円以下	32万円	40万円	20%
50億円超		48万円	60万円	20%

7 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

公的貸付機関等又は金融機関が特定事業者（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。以下同じです。）に対して新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けたことを条件として他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う特別貸付けに係る消費貸借契約書のうち、特定日として規定された令和3年1月31日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととされました。

令和3年1月31日の適用期限の到来に際して

は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受ける事業者が多くあり、これを受けて、多くの公的貸付機関等及び金融機関が引き続き特定事業者に対する特別貸付制度を存置していることを踏まえ、令和3年度改正において、その適用期限が延長され、令和4年3月31日までの措置とされました。

令和4年度改正及び令和5年度改正において、その適用期限がそれぞれ1年延長され、令和6年3月31日までの措置とされました（新型コロナ税特法11、旧新型コロナ税特令8、新型コロナ税特規6）。

(注1) 上記の「公的貸付機関等」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構などをいいます（新型コロナ税特法11①、新型コロナ税特令8①、新型コロナ税特規

6 ①)。

(注2) 上記の「金融機関」とは、銀行、信用金庫、
信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、
協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協
同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、
漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、
水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、
株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日
本政策投資銀行をいいます（新型コロナ税
特法11②、新型コロナ税特令8④）。

(2) 改正の内容

本措置については、新型コロナウイルス感染
症の影響の長期化を踏まえ、公的貸付機関等に
による新型コロナ特別貸付等が令和6年4月以降
も継続されることに鑑み、その適用期限を1年
延長し、令和7年3月31日までの措置とすること
とされました（新型コロナ税特令8③）。

七 その他間接税等関係の改正

1 特例輸入者が特例申告を行う場合の納 期限延長に係る担保要件の見直し

(1) 改正前の制度の概要

関税においては、国際物流におけるセキュリ
ティ確保と円滑化の両立を図り、我が国の国際
競争力を確保することを目的とした、貨物のセ
キュリティ管理と法令順守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者に対する税関手
続の緩和・簡素化策を提供する制度（AEO 制
度）があります。この貨物のセキュリティ管理
とコンプライアンスの体制が整備された者とし
て、あらかじめいずれかの税関長の承認を受け
た輸入者等は、輸入の許可を受けた貨物につ
いて、納税申告を後日まとめて行う特例申告が可
能となります。特例申告は、特例輸入者（あら
かじめいずれかの税関長から承認を受けた者）
及び特例委託輸入者（あらかじめ税関長の認定
を受けた認定通関業者に貨物の輸入に係る通關
手続を委託した者）が行うことができることと
されていますが、これらの者が提出期限内に特
例申告書を提出した場合において、当該期限ま
でに当該特例申告に係る関税の納期限の延長を
受けたい旨の申請書（以下「納期限延長申請
書」といいます。）を税関長に提出し、当該申
告書に記載された関税額の全部又は一部に相当
する額の担保を提供したときは、当該税関長は、
当該関税額が当該担保の額を超えない範囲内で、

2月以内に限り納期限を延長することができる
こととされています（旧関税法9の2③）。

保税地域から引き取る酒類、製造たばこ、揮
発油、原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石
炭（以下「酒類等」といいます。）に係る酒税、
たばこ税、揮発油税又は石油石炭税（以下「酒
税等」といいます。）の申告は関税に併せて行
うこととされているため、その引取りに係る酒
類等の申告についても特例申告を行うことが可
能とされている（酒法30の3③、た法18③、揮
法11③、石石法14③）ほか、関税の扱いと同様
に、特例申告書をその提出期限内に税関長に提
出した場合において、その納期限内に納期限延
長申請書を当該税関長に提出し、当該申告書に
記載された酒税等の額の全部又は一部に相当す
る担保を提供したときは、当該税関長は1月以
内（揮発油税及び石油石炭税については2月以
内）に限り、当該担保の額に相当する酒税等の
納期限を延長することができることとされてい
ます（旧酒法30の6③、旧た法22③、旧揮法13
③、旧石石法18③）。

(注) 酒税又はたばこ税に係る納期限の延長につ
いては、上記の要件に加え、酒類又は製造た
ばこの販売代金の回収に相当期間を要するこ
と等の事由により、当該担保の額に相当する
酒税又はたばこ税を当該納期限内に納付する
ことが著しく困難であると認められる場合に
限り適用することができることとされています。

(2) 改正の内容

令和6年度の関税法の改正において、輸入コストの低減を図り AEO 制度の利用を拡大させることを目的として、特例輸入者が特例申告に係る関税の納期限延長の申請を行う際に必要とされていた担保の提供について、税関長が関税の保全のために必要があると認める場合にのみ命ずることができることとされたことに伴い（関税法9の2③）、酒税等においても同様に、税関長が酒税等の保全のために必要があると認める場合にのみ担保の提供を命ずることができることとされ（酒法30の6③、た法22③、揮法13③、石石法18③）、その納期限の延長を申請する場合の担保の提供については、原則不要とされました。

(参考) 特例委託輸入者については、特例輸入者とは異なり、業務遂行能力等について税関の審査を経ておらず、あくまで認定通関業者に通関手続を委託した一般の輸入者であることから、今般の関税法の改正において納期限延長に係る担保要件の見直しの対象とされなかったことを踏まえ、酒税等においても同様に扱うこととされました。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和6年10月1日以後に酒類等を保税地域から引き取ろうとする者が納期限延長申請書を提出する場合について適用することとされています（改正法附則14～17）。